

議案第79号

つくば市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成30年6月12日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

つくば市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年つくば市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

（4）教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第10条第3項に次の1号を加える。

（10）5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認め
たもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

つくば市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年つくば市条例第57号）

新旧対照表

改正後	改正前
第1条―第9条（略） （職員） 第10条（略） 2（略） 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 （1）-（3）（略） <u>（4）教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者</u> （5）-（9）（略） <u>（10）5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの</u> 4・5（以下略） 第11条（以下略）	第1条―第9条（略） （職員） 第10条（略） 2（略） 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 （1）-（3）（略） <u>（4）学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u> （5）-（9）（略） 4・5（以下略） 第11条（以下略）